

基発 0217 第1号  
職発 0217 第2号  
平成24年2月17日

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長  
( 公 印 省 略 )  
職 業 安 定 局 長  
( 公 印 省 略 )

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「〔青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件〕の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成24年厚生労働省告示第54号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

- 1 宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町（別表1参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から平成24年4月1日までにその期限が到来するものについて、平成24年4月2日（以下「本件期限」という。）とすること。  
なお、延長後の納期限等を指定していない地域（別表2参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

○平成 24 年 4 月 2 日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表 1)

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○延長後の納期限等を指定していない地域 (別表 2)

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

明治二十二年三月三十日  
第三種郵便物認可  
日刊(行政機關の休日休刊)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

官  
事  
項  
公  
告

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、  
特別清算、会社整理、再生関係

会社その他の特集

10

○財務省告示第六十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

財務大臣 安住淳  
財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。

財務大臣 安住 淳	都道府県	財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への監査の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。
宮 城 県	指 定 地 域	右巻市 東松島市
山形県		
福島県		

農林水產省  
經濟產業省  
厚生労働省  
告示第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び工場立地法(昭和三十四年法律第二十団号)第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積率〇・文部科学省告示第一二二号  
在外教育施設の認定等に関する規程(平成三年学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を閲する規程第二十二条第二項の規定に基づき告示

名	称	位	置
如水館バンコク（高等部）	タイ王国バンコク		

文部科学大臣 平野 博文  
経済産業大臣 枝野 幸男  
東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る委

する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十七日

財務大臣 安住 淳  
厚生労働大臣 小宮山洋子  
農林水産大臣 鹿野 道彦  
経済産業大臣 枝野 幸男  
国土交通大臣 前田 武志

緑地面積率等に関する区域の区分との基準  
準の一部を改正する告示

(平成十年農林水産省、厚生省、通商産業省告示第一号)  
に改める。

「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。

備考第二項第一号中「都市計画法」の下に「(昭和三十三年法律第二百四十九号)」を削除する。

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

設  
置  
者  
カンガ有限公司 (THE KANG CO.,LTD)

○厚生労働省告示第五十四号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百八  
十三条・船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)  
第三百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法  
律第一百五十五号) 第八十九条、児童手当法(昭和四  
十六年法律第七十三号) 第二十二条第一項(平成  
二十二年度等における子ども手当の支給に関する  
法律(平成二十二年法律第十九号)。以下「平成二  
十二年度子ども手当支給法」という。)第二十条第  
一項の規定により適用される場合並びに平成二十

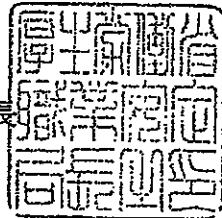
措置法（平成二十三年法律第七号）。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。又は厚生年金保険の保険料に適用される場合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百三十二条）、第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）以下「徴収法」という。第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法）一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）。以下「石綿健康被害救済法」という。第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。」の規定によりその条例で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基く期限については、全国健康保険協会の管轄する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船舶保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当

該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二节第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴取法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にそ の主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについでは、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月一日とする。

職発 0217 第1号  
平成 24年2月17日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 54 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 4 月 1 日までにその期限が到来するものについて、平成 24 年 4 月 2 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長すること。

また、延長後の納付期限等を指定していない地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 24 年 4 月 2 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表 1）

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○延長後の納付期限等を指定していない地域（別表2）

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

刷集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 四 次

## (省令)

- 地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

## (総務九)

- 工場立地法施行規則の一部を改正する省令

- (財務・厚生労働・農林水産・経済・産業・国土交通)

## 〔告示〕

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (総務・経済産業)

- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 (法務五七)

- 東日本大震災に係る関税法第一条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件 (財務六二)

- 緑地面積率等に関する区域の区分との基準の一部を改正する告示

- (財務・厚生労働・農林水産・経済・産業・国土交通)

- 在外教育施設を認定した件

## (文部科学二三)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (文部科学・経済産業)

- 宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件 (厚生労働五四)

- 農作物基準共済掛金率等を定める件

- (農林水産四一三)

- 農業灾害補償法第八十六条规定の農林水産大臣が定める割合等を定める件 (同四一四)

- 園芸施設基準共済掛金率等を定める件 (同四一五)

- 保安林の指定施設要件を変更する件 (同四一六・四一九)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (農林水産・経済産業)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (農林水産・経済産業)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (農林水産・経済産業)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件 (同二四)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件

- (経済産業・国土交通)

- 砂防法第二条の土地を指定する件

- (国土交通一七七・一八〇)

- 航路標識に関する件

- (海上保安庁四三)

- 水路測量の実施に関する件 (同四四)

- 海技免状の無効を宣する件

- (海難審判所)

- 国会事項

## 〔人事異動〕

## 法務省

## 〔監査事項〕

## 〔調査報告〕

## 〔調査事項〕

## 〔監査報告〕

## 官庁事項

## 〔監査報告〕

- 公 告

- 官 庁

- 財 团

- 土 地 家 屋 調 査 士 種 別 分 関 係

- 裁 判 所

- 相 続

- 公 示 催 告

- 失 踪

- 破 産

- 免 貲

- 特 別 清 算

- 会 社 整 理

- 再 生 關 係

- 会 社 そ の 他

4

○財務省告示第六十一号  
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。  
平成二十四年二月十七日  
財務大臣 安住 淳  
財務大臣が平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定めた日を平成二十四年四月一日とする。

財務大臣が平成二十一年(二千一年)東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への監督の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定めた日を平成二十四年四月一日とする。	
都道府県	指定地域
宮城県	石巻市
東松島市	
牡鹿郡女川町	

○財林水産省 告示第二号  
国土交通省 理生共備省  
経産業省 告示第二号  
○文部科学省告示第二十三号  
在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年立  
学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を認  
する規程第二十二条第二項の規定に基づき告示す

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律  
(平成十一年法律第十八号) 第二条第九項の規定  
に基づき、文部科学省から交付する平成二十三年度  
補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げ  
るものとを指定したので、告示する。

文部科学大臣 平野 博文  
経済産業大臣 桜野 幸男  
東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る委  
員会

率等に関する区域の区分との基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

措置法(平成二十三年法律第七百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)又は厚生年金保険の保険

該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限りない。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭

平成十一年農林省通商産業省告示第一号  
大蔵省運輸省厚生省告示第一号  
の一部を次のように改正する。  
「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。

〔第四条の二第一項〕を〔第四条の二第三項〕に改める。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康

和四十三年法律第百零二号)」を加える。

被害救濟法」という。第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第二百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、

文部省告示第百十四号) 第一条の規定により、高等部のとおり認定したので、在外教育施設の認定等による。

茨城県における社会保険法及び労働保険法等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六一六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項）

カン有限公司 (THE KANG CO.,LTD)

一項の規定により適用される場合並びに平成二十  
三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一  
項、第三項及び第五項の規定により適用される場  
合を含む)及び厚生年金特例法に基づく納付又は  
徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在  
地を有する事業所又は事務所(建築保険法に基づ  
く

第三百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百四十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成十二年六月三十日までに満二十歳の者に対する手当））

く期限について、全国健康保険協会の答申する  
健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限  
る。)の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務

法律(平成二十一年法律第十九号)。以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という)第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別

所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第二  
条に規定する場合においては、同条の規定により  
船舶所有者の規定が適用される者）当該地域に  
主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、當

都道府県名	厚生労働大臣
宮城県	小宮山洋子
石巻市	地
東松島市	城
牡鹿郡女川町	